

新型コロナウイルスに関する 独立行政法人製品評価技術基盤機構の最終報告等についての弊社の見解

平素は除菌消臭水の iPOSH をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

6 月 26 日、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下、NITE）より「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスに対する有効性評価結果の最終報告ⁱが公表されました。また、これを受けて、厚生労働省・経済産業省・消費者庁より「次亜塩素酸水」を使ってモノに付着したウイルス対策をする場合の注意事項ⁱⁱが公表されました。つきましては、これらの公表を踏まえ、弊社の見解を次のとおりご案内申し上げます。

<NITE による最終報告について>

NITE は、6 月 25 日、第 5 回「新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会」を開催し、次亜塩素酸水を含む消毒方法の有効性評価の検証試験結果について、最終的な報告をとりまとめました。

その報告内容として、一定の濃度以上の次亜塩素酸水が新型コロナウイルスの消毒に有効であることが確認されました（以下、最終報告「5-5. 新型コロナウイルスに対して有効と判断された物資のまとめ及び新型コロナウイルス除去の際の注意等（次亜塩素酸水）」（同 32 頁）より引用）。

- (1) 検証対象とした次亜塩素酸水（pH6.5 以下）について有効塩素濃度 35ppm 以上の条件で有効と判断する。
- (2) 有効とされた条件の次亜塩素酸水を適切に使用することで、新型コロナウイルスの除去が期待できる。
- (3) 次亜塩素酸水の特性や今回の検証試験結果を鑑み、次亜塩素酸のウイルス不活化に効果的な使用方法を下記に記載する。
 - ・汚れ（有機物：手垢、油脂等）をあらかじめ除去すること
 - ・対象物に対して十分な量を使用すること

「次亜塩素酸水」の定義について、従来は塩酸等を電解して生成させたもののみを次亜塩素酸水とする見解もあり、必ずしも統一的な定義は存在しませんでした。今般の最終報告において「次亜塩素酸水」の定義が整理され（同 11 頁）、電解型と非電解型を同一の判断基準で扱うことになり、iPOSH は「次亜塩素酸水（非電解型）」に分類されることになりました（iPOSH はイオン交換法により生成した次亜塩素酸です）。

<厚生労働省・経済産業省・消費者庁による公表>

NITE による最終報告を受けて、厚生労働省・経済産業省・消費者庁より、モノに付着したウイルス対策として次亜塩素酸を使用する場合について、次の見解が公表されました（「3. モノに付着したウイルス対策」「④次亜塩素酸水」参照）。

- (1) 流水でかけ流す場合、有効塩素濃度 35ppm 以上のものを使用すること。
- (2) 拭き掃除には有効塩素濃度 80ppm 以上のものを使用すること。

<iPOSH の有効性に関する弊社の見解>

前述の通り、有効塩素濃度 80ppm 以上の次亜塩素酸水は新型コロナウイルスに対して有効であるとされています。iPOSH は有効塩素（次亜塩素酸）濃度 200ppm の製品ですので、新型コロナウイルスに対しても有効と考えております。

ⁱ 「新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価（最終報告）」（公表日：令和 2 年 6 月 26 日）

ⁱⁱ 「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」（最終更新日：令和 2 年 6 月 26 日）

<専用ミスト器による空間噴霧について>

厚生労働省より、次亜塩素酸水の空間噴霧について、以下の見解が新たに示されました（以下、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」「5.（補論）空間噴霧について」の【参考情報3】より引用）。

「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸いこむことは、推奨できません。空間噴霧は無人の時間帯に行うなど、人が吸入しないような注意が必要です。」

この見解を受け、また国が示している労働安全衛生法の基準を参考に、iPOSH専用ミスト器での空間噴霧につきましては、以下の使用方法を推奨いたします。

- (1) 専用ミスト器によるご利用頂く場合は、必ず **50ppm(iPOSH200ppmの4倍希釈)以下**でのご利用をお願いします。これは、労働安全衛生法の基準となっている空気中の濃度（0.5ppm）を超えない範囲で設定したものです。
- (2) 専用ミスト器は、念のため人が滞在しない環境下でご利用ください。もっとも、販売以来、人が滞在する環境下でのご利用も含めて、専用ミスト器による噴霧について健康被害等の報告は一切ございません。
- (3) 人が滞在する環境下で専用ミスト器をご利用いただく場合は、労働安全衛生法の基準より厳格な基準を採用して、1日8時間以内、週40時間以内でご利用ください。

ご不明な点がございましたら、faq@lpower.jp お客様相談室長 志波までお問合せください。お客様に今後もより一層安心してご使用いただける製品づくりに取り組んで参ります。

<ご参考：NITEによる中間発表ⁱ ⁱⁱについての弊社の見解>

- iPOSHは食品製造用水の基準ⁱⁱⁱを満たしており、噴霧の安全性は、水道水の加湿器噴霧と同等と考えております。
- 皮膚刺激性感作性試験^{iv}及び急性経口毒性試験^vにより、安全性が高いとの結果を得ております。
- 【次亜塩素酸(弱酸性)】の噴霧の安全性について複数の論文^{vi}があります。
- iPOSHの販売先において、健康被害等の報告は一例も発生しておりません。
- 【次亜塩素酸(弱酸性)】は、噴霧後に除菌などの効果を発揮し、空気やタンパク質との接触により濃度が落ち、水に戻るため、身体への影響は考えにくいと考えております。
- 人がいる空間でのiPOSH専用ミスト器によるご利用は、必ず50ppm(iPOSH200ppmの4倍希釈)以下でのご利用をお願いしており、これは、労働安全衛生法の基準となっている空気中の濃度(0.5ppm)を超えない範囲で設定しております。

ⁱ 独立行政法人製品評価技術基盤機構消毒手法タスクフォース「新型コロナウイルスに有効な界面活性剤を公表します（第2弾）」（公表日：令和2年5月29日）

ⁱⁱ 独立行政法人製品評価技術基盤機構「NITEが行う新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について～よくあるお問い合わせ（令和2年6月4日版）」

ⁱⁱⁱ 秋田県分析科学センター様にて試験

^{iv} 株式会社 SOUKEN 様にて試験

^v 日本食品分析科学センター様にて試験

^{vi} 1) 三宅真名、山下光治「実験動物と環境」11巻1号42-47頁、2) 鈴木大輔、野澤康平、米崎孝広「実験動物と環境」21巻2号99-108頁